

# 「児童虐待」を構成する要因としてのサイバー犯罪について ～予防に向けた一提言～

岡宏<sup>1)</sup>、森川展男<sup>2)</sup>

## A Study of Child Human Rights and Cyber Crime about Child Sexual Abuse

Hiroshi OKA, Nobuo MORIKAWA

In Japan, We classify Child Abuse in four types: Physical abuse, Sexual Abuse, Neglect, Psychology Abuse. However, we haven't taken any useful measures about Sexual abuse, compared with other ones. There is one vital factor, in this issue, that we can't overlook: The Cybercrime. We can save children who are damaged by the means of internet mobile Tools. In this paper, we propose how we can protect children from Sexual Abuse.

Key word : ① Child Abuse ② Cyber Crime ③ Sexual Abuse ④ Mobile Tools ⑤ Sexual Crime

### 1. 序論（課題の所在）

現代社会において人権教育が広く進められるようになったにも関わらず、子どもの人権が十分に守られていない現実がある。子どもは、人間社会において様々な手厚い保護を必要としている。そればかりではない、生後間もない子どもは、その意思を伝えられるようになるまでには、それ相応の時間を費やさなければならない。社会的にも身体的にも、とても脆弱な子どもは、自然環境と人間社会にあって十分な時間を費やして成長してゆくものである。つまり、子どもが育つためには、それ相応の十分な時間と身近な大人を含め、様々な大人たちの手本となる生き方を必要としているのである。

こうした社会的にも身体的にも弱者であり、

発育途上にある子どもの健全な成長を妨げるのが携帯電話（インターネット機）を介して巻き込まれる出会い系サイトや援助交際などの「情報犯罪（サイバー犯罪）<sup>3)</sup>」に絡む問題である。子どもたちの周辺で起こる「情報犯罪（サイバー犯罪）」は、ときに「非行・逸脱行動」と呼ばれ、補導された児童とその保護者、あるいは学校関係者は、その責任が問われることになる。果たして「子どもは生来、非行・逸脱行動に「向かうよう」自己決定して生まれてきた」と言えるのであろうか。子育て期間に生起するこれらの課題は、子どもの問題ではなく、実は大人の問題である。このように子どもの人権が守られていない現実、大人社会の問題であり、大人が真剣に考えなければならない最重要課題

1) 近畿大学総合社会学部 非常勤講師（平和学）

2) 近畿大学総合社会学部 社会マスメディア系専攻・元教授（犯罪社会学）

3) 「情報犯罪」の呼称；これは、必ずしも西山太吉のそれを意味しない。「情報倫理」という講座が開講されている大学は少なくない。当初その内容は、Computer ethicsとしての専門家倫理であったが、今日 Information ethicsつまり情報社会の倫理から情報モラルを扱う。決してCyber ethicsとは表記しない。そこで、本稿では「情報犯罪」と表記したが、警察庁は犯罪としてCyber Crimeつまり「サイバー犯罪」の呼称を用いている。その為、併記のスタイルを採用した。

である。生まれながらに援助交際をしたくて育つ子どもがいるだろうか。大人が仕向けなければ、決して子どもの力ではそのような子どもに成長することはない。あらゆる児童虐待<sup>4)</sup>の構造的背景に大人の恣意的介入があることを直視しなければならない。本報告では、児童虐待という重大な子どもの人権問題の背景に「情報犯罪(サイバー犯罪)」の関わりがあることを追究するものである。特に、性に関する「情報犯罪(サイバー犯罪)」を単に子どもによる非行・逸脱行動と考えるのではなく、子どもをして斯様な行為に向かわせることこそ、子どもの人権を考えない「性的虐待」であるという理解をひろめ、その防止、啓発という視点から子どもの人権を保護することを目的としての文献研究報告を行う。

## 2. 先行研究と本報告の概要

### (1) 先行研究と報告概要

1980年代、日本の教育現場は、家庭内暴力・校内暴力・いじめ・不登校など様々な課題を抱え、「子どもが安心して育つ」ことについて極めて困難な状況にあった。しかし、当時「児童虐待」問題は、大きな社会問題と考えられてはいなかった。ところが、平成になり「児童虐待」問題が深刻化し、2000(平成12)年に「児童虐待防止法」が本邦でも成立する。これは1974(昭和49)年に「児童虐待防止対策法」を制定したアメリカに遅れること四半世紀を経てのことである。このような動きの中であって近時、刑法犯罪率は減少化の傾向にあるにも拘わらず幼児・児童への虐待件数は増加の一途であり、児童相談所の相談対応件数を見れば、データを採り始めた平成2年は1,101件であった相談対応件数が、速報値で平成25年

には73,765件と、およそ四半世紀で約67倍となっている<sup>5)</sup>。

「児童虐待」は、家庭内という密室で発生するケースが多く、この課題に取り組むことは、個人情報保護などの課題とも関連し、極めて取り組み難い問題となっている。また、虐待犯罪の動機が家族から受けた虐待に起因することが一部の研究では実証されている。虐待は親から子、さらに孫へという虐待の連鎖を生み、さらなる犯罪の連鎖へと繋がっていることを、この先行研究は事件データを分析することで明らかにしている<sup>6)</sup>。ただ、虐待の原因は一要因ではなく複合的に関連し合い容易に解決へと結びつき難い。また、「世代間連鎖」や「育児ストレス」などとも関連し、より一層その取り組みを困難にしている。

このような状況のなかで、教育は重要な役割を担っている。「虐待とは何か」、「虐待の背景にあるもの(原因)」、「虐待への対応」などの知識を、教育を通じて得ることで、虐待の予防に結びつけることができるという希望を持ち続けたいと願ってきた。ただ、こうした虐待の体験が犯罪の根源的要因であることは今後さらに証左を必要とするところである。

このような先行研究を参考にしつつ、本報告は、警察庁発表の「サイバー犯罪」に関する広報資料の統計データから課題を抽出し、それに基づいた「情報犯罪(サイバー犯罪)」と児童虐待、特に「性的虐待」との関連について考え、社会に蔓延する「情報犯罪(サイバー犯罪)」も、「児童虐待」を構成する一因となる可能性について追究する。

ところで、「情報犯罪(サイバー犯罪)」のうち性関連犯罪を「児童虐待」と定義し、その関連を論じることで、データ上の「虐待」件数が

4) 「児童虐待」は、1993年に法律の条文として初めて使用された言葉である。本邦では、児童の定義は18歳未満の者と定義されている。この法律上の運用に準拠して拙論では用語として「子ども虐待」ではなく、「児童虐待」を用いた。但し、それ以外の部分では、「児童」ではなく、「子ども」の語を用いた。

5) 厚生労働省、子ども虐待による死亡事例等の検証結果(第9次報告の概要)及び児童虐待相談対応件数等「児童相談所での児童虐待相談対応件数」<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000000>(参照2014-11-30)

厚生労働省、「平成25年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数等」<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000052785.html>(参照2014-08-13)

6) 森川展男「若年層の犯罪一家族は崩壊したか」近畿大学「公開講座」、2007

激増することは容易に予測することができる。さらに、虐待動機が過去の虐待体験に起因するのであれば、虐待の世代間連鎖を断ち切るための方策を検討する必要がある。また、「サイバー犯罪」における性関連犯罪という「性的虐待」を受けた被害児童に関して具体的救済策を含んだ方策を検討しなければならない。これらの解決に向けた提言を為すことも今後の課題として研究を進めるものである。

## (2) 子どもの人権を考える歴史と現状

子どもの人権を考える動向は、この100年近くのあいだ世界的に見て絶えず行われてきたことは社会の周知するところである<sup>7)</sup>。その主だったものを幾つか時系列的に紹介すれば、ドイツの「ワイマール憲法(1919年)」が子どもの権利を記して以降、「世界児童憲章(1922年)」、「子どもの権利に関するジュネーブ宣言(1924年)」、「国連児童の権利宣言(1959年)」、「国際人権規約A・B(1966年)」、「国際児童年(1979年)」、「国連児童の権利条約(1989年)」、「国連子どもの権利条約新議定書案、国連総会採択(2011年)」と主要な動向に関する報告は数多く存在する。

同様のことは日本においても見ることができる<sup>8) 9)</sup>。「児童虐待防止法(1933年成立・1947年廃止)」、「児童福祉法(1947年)」、「児童憲章(1951年)」、「児童虐待防止協会(1990年)」、「子どもの虐待防止センター(1991年)」、1994年「国連児童の権利条約」批准、「子どもの虐待防止の手引き(1997年)」、「子どもの

虐待対応の手引き(1999年)」、「児童売春・ポルノ禁止法(1999年)」、「児童虐待対策協議会(1999年)」、「児童虐待の防止等に関する法律=児童虐待防止法(2000年)」、「第2回 児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(2001年)」を横浜で開催、「児童虐待防止法改正(2004年)」、「児童虐待の防止等に関する法律および児童福祉法の一部を改正する法律(2007年)」ここに紹介したものは、ほんの一例に過ぎないが、それでも比較的多くの取り組みが為されてきていると見做すことができる。

上述の歴史が物語るように、子どもの人権に関する取り組みは世界的あるいは国内においても積極的に見出すことができる。しかし、これらの取り組みにも拘わらず、子どもの人権が守られていない事実について内外にはさまざまな課題がある。子どもは家庭の日常生活のなかで育つと同時に、社会生活のなかで育つものである。子どもの生育・成長にとって日常生活は、極めて重要な意味を持ち、ゆえに大切である。「虐待」とは、そのような子どもの日常生活にとって深刻な生活破壊そのものである。

## 3. 児童虐待の定義について

### (1) 日本における児童虐待の定義

思春期の青少年における臨床上の課題の多くは(発達上の問題が、そこに存在するからではあるが、それだけではなく)、誕生から3歳ころまでの非言語的発達期の重要性に加えて、親子関係に基づく相互の関係などが背景にあることを認める先行研究<sup>10)</sup>が複数存在する。子ど

7) 山口三重子「子どもの人権の成立にむけての歴史的考察」『川崎医療福祉学会誌』Vol.6, pp.177-124, 1996

8) 大村紀子、岩谷澄香「子ども虐待を考える一文献的考察一」『神戸市看護大学短期大学部紀要』第22号, pp.105-111, 2003

9) 吉見 香「戦前の日本の児童虐待に関する研究と論点」『教育福祉研究』第18号, pp.53-64, 2012

10) 中村洋平「乳児期後半の意図理解の発達に関する縦断的研究」『滋賀大学大学院教育学研究科論文集』第13号, pp.77-89, 2010

増澤菜生「非言語療法に関する研究 ナラティブを生み出す三項関係と MSSM」『現代社会文化研究(新潟大学)』NO.41 pp.45-62, 2008

佐々加代子「乳幼児の言語発達に関する臨床研究Ⅳ 母子関係における信号系と言語発達の関連」『白梅学園短期大学紀要』第24号, pp.47-61, 1988

関 道子ほか「親子関係と幼児の発達に関する生態学的研究 2事例の分析」『北海道大学教育学紀要』第32号, pp.21-104, 1978

さらに、拙論執筆中に「親子で過ごす時間が発達期の子どもの言語発達には重要であるという事態を東北大学加齢医学研究所が解明した」という報道発表が為された。東北大学加齢医学研究所、平成27年1月30日、「親子で過ごす時間が子どもの言語理解と関連脳領域に影響～脳形態イメージングにより解明～」

もが誕生して始めて接する社会は家族であり家庭である。そこはまた、人間関係や教育の基盤を形成する場所でもある。その家庭内において虐待される子どもたちは、その心身の成長に極めて重大な影響を受けることになる。

さらに、家庭内において弱者である子どもに対して、強者の立場にある親（父・母）ないしは、保護者（祖父母や親族など）が加害者になる行為は、如何なる事情があるにせよ、本来的には決して起こってはならない出来事なのである。そのことを表すかのように「児童虐待」という言葉は、Child Abuse and Neglect、または Battered Children と英訳される。

では、現代社会が「子どものいのちと人権」を守るため、被虐待児の家庭に強制介入を行う為には、まず「児童虐待」と認識・判断する基軸を確定することが先決である。その為「児童虐待」の定義を明確化し、統一した認識を得る必要がある。

そこで、改めて「児童虐待」の定義を窺うことにする。まず親あるいは、親に代わる保護者、同居親族などによって子どもに加えられる虐待行為は、以下に挙げるような行為に分類されている。但し、虐待か否かを判断する際に注意しなければならないことは、親あるいは保護者などの考えや意図には関わりなく、まず「子どもの気持ち」、次に「子ども自身が苦痛を感じているか否か」という基軸で判断されるべきである。

では、「児童虐待防止法<sup>11)</sup>」第2条による「児童虐待」の定義を参照してみたい。ここでは「児童虐待」を次のように定義している。

「この法律において「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- ①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

以上をまとめると、①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト、④精神的虐待という4分類とすることが一般的である。特に、①、③、④についての研究は、社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期間問題情報研修センター）の活動<sup>12)</sup>に見られるように、これまでの日本でも行われてきた。しかし、②についての研究は多くを見

11) 厚生労働省「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01>。（参照2014-11-30）

12) 社会福祉法人横浜博萌会子ども虹の研修センター（日本虐待・思春期間問題情報研修センター）『子どもの虹情報研修センター紀要』、No.1、2003、No.2からは『子どもの虹情報研修センター～日本虐待・思春期間問題情報研修センター～ 紀要』、No.2、2004となり、『子どもの虹情報研修センター～日本虐待・思春期間問題情報研修センター～ 紀要』、No.12、2014まで続いている。PDF資料として、平成15年度研究から、児童虐待に関する文献研究として「戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析（第1報）－1970年代まで、全58頁を出し、第2報からは「虐待の援助法に関する文献研究」1980年代まで、および「児童虐待に関する法制度および法学文献資料研究」第1期（1980年から1990年まで）全60頁、以下、第2期（1990年4月から2000年5月まで）、全118頁、第3期、（2000年6月から2004年4月まで）、全141頁、第4期（2004年5月から2007年6月まで）、全168頁、第5期、（2007年7月から2010年3月まで）、全192頁、第6期、（2010年4月から2012年3月まで）、全131頁と続いている。途中、平成20年度報告には1度だけ、「2000年以降の性的虐待に関する文献研究」、全58頁が加わっている。

ない。ただ近年、子どもの商業的性的搾取の問題に関連し、日本ユニセフ協会、ECPAT/stop Japan ストップ子ども買春の会 (End Child Prostitution, Child Pornography and Trafficking of Children for Sexual Purpose, Think kids シンクキッズー 子ども虐待・性犯罪をなくす会などの団体が、インターネットを媒体に啓発活動を行い、また、講演会なども企画し、防止に向けた普及・啓発活動が行われている。しかし、「児童虐待防止法」の定義からも窺えるように、②の「性的虐待」については、虐待加害者が近親者という定義の日本では、その取り組みに遅れがあることは否めない。

## (2) 国際児童虐待常任委員会における児童虐待の定義と意味

では、次に国際児童虐待常任委員会 (International Standing Committee on Child Abuse; ISCCA)<sup>13)</sup> の定義を参照し、本邦のそれと比較することで、その課題について考えてみたい。

ISCCA は、「児童虐待」についてどのような定義を為しているかを参照したい。ISCCA の定義によれば、Child Maltreatment すなわち「児童の不当な扱い」について次のように示している。

1. 家庭内の子どもへの不当な扱い
  - ①身体的虐待、②心理的虐待、
  - ③ネグレクト、④性的虐待
2. 施設内の子どもへの不当な扱い
3. 家庭外の子どもへの不当な扱い
  - ①ポルノグラフィー・売春、
  - ②児童労働の搾取
4. その他、家族外の不当な扱いの型が発生しうる他領域
  - ①薬物・アルコール依存への誘惑、
  - ②マスメディアの刺激、

- ③その他 (子ども向け広告、食品、健康、教育、住宅、紛争と戦争)

この ISCCA の定義によれば、「子どもの不当な扱い」についてとても広範囲に捉えることで、子どもを取り巻くさまざまな人権侵害の危険について注意喚起していることを窺い知ることができる。さらに、2. 3. 4. の項目を「児童虐待」と定義していることは、注目に値するが、なかでも 3. 「家庭外の子どもへの不当な扱い」(①ポルノグラフィー・売春、②児童労働の搾取) は、今回の問題を考える上において極めて重要な意味をもつものと言える。

さて、この定義の比較からわかるように日本における「児童虐待」の定義は ISCCA のそれと対比すれば一目瞭然であるが、1. の「家庭内の子どもへの不当な扱い」に該当することがわかる。このことは日本国内での虐待に対する意識が極めて限定的であることを物語っており、このことが虐待に対する一般の理解を、さらに遠ざけている一因ではないかと考える。但し、「児童虐待」を如何に定義・分類するかは、文化的相違もあり、容易に統一しがたい実情が介在することも留意しなければならない。それは同時に対象となる子ども、あるいは、児童の定義に関しても言えることであり、文化の違いから容易に判定を下すには至っていないのである。しかし、そのような状況下で本邦では法的に ISCCA の定義①のみを「児童虐待」と定義して運用していることを考えると、子どもの権利を脅かす行為という視点からすれば、やはり限定的という感が否めず、今後これら全てを「児童虐待」の定義に含める為の普及啓発活動が必要である。

そして、「児童虐待」の定義を国際的理解と一致させることは、本報告においても極めて重要な意味を持つことになる。それは何より子どもを安全かつ安心な環境の下で育む過程で必要にして欠くことのできない重要な要件となるか

13) ・国際児童虐待常任委員会 (ISCCA)、1981 年  
・1983 年、厚生省 (当時) 委託調査研究、ISCCA の定義に基づく定義を為す。  
・北村俊則、鈴木忠治「Social Desirability Scale について」『社会精神医学』9、pp.173-180. 1986  
・1989 年、国連が採択した「児童の権利に関する条約」第 19 条の規定もこれに沿ったものである。

らである。特に、性的に蝕まれない環境のもとで豊かな愛情をもって倫理的に子どもの成長を教育することは、何よりも尊ばれなければならないことである。

このISCCAの定義では、家庭外における(親権者以外の者による)「ポルノグラフィー」や「売春」も子どもへの「性的虐待」として定義されている。ところが、日本では「性的虐待」とは「近親姦」に関連する特異な事象を指摘するものという限定的理解が一般的<sup>11)</sup>で、「ポルノグラフィー」や「売春」は「性的虐待」とは何ら関係をもたない事象であると理解されているのではないだろうか。その為、「児童買春」や「児童ポルノおよび児童に対する性的虐待や性的搾取」は、子どもの人権を著しく害する極めて深刻な大問題であるという認識を共有しなければならないと考える。

事実、日本人による海外の子どもをターゲットにした買春ツアーや児童ポルノグラフィーは国際的な非難を浴びてきた<sup>14)</sup>。この一連の日本の在り方に対して、1996年、8月にスウェーデンのストックホルムで「第1回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。この動きを受ける形で国内に於いては「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律(1999年11月)」が制定されることになる。さらに、スウェーデン政府からの強い呼びかけもあり2001年12月には横浜で「第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」が開催された。

また、1998年、国際刑事警察機構は「サイバーポルノの8割が日本から発信された」と指摘している。但し、データの信憑性がどれ程かは、容易に判断できないということが事

実である。しかし、国外からの指摘が意味することは、「サイバーポルノ」は、明らかに子どもの人権を著しく害する子どもへの「性的虐待」ということである。それは、国外の子どもに対してのみ適用されることではなく、国内の児童(18歳未満)すなわち、子どもについても同様に適用されるべきであり、国の内外を問わず子どもを大人の恣意的な商業的性的搾取から保護すべきであるということは、重要にしてかつ重大な課題である。この問題は、国際労働機関(ILO)による「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約(1999年)<sup>15)</sup>」にも明記されている。

#### 4. 情報犯罪(サイバー犯罪)と子どもへの性的虐待

##### (1) 情報犯罪(サイバー犯罪)と性的虐待

児童相談所に寄せられる「児童虐待」に関する相談件数が激増<sup>5)</sup>するなかで、本邦では子どもへの虐待問題について様々な取り組みが行われている<sup>16)</sup>。ところが、先の定義で紹介した「性的虐待」は、家庭内という状況と問題の性質上、その実態把握は極めて困難な状況にある。しかも、「性的虐待」を家庭内に限って捉えることは、グローバル化する社会の動きから乖離することになりかねない。そのことは、先掲のISCCAの定義からも理解できるように、子どもの不当な扱いについては、施設内、家庭外、その他の生起しうる他の領域に跨がって考える必要があるからである。本邦では、この「性的虐待」についての取り組みは、著しく立ち遅れている。それは、今日の「情報倫理」教育の問題とも関連している。インターネットの社会への爆発的拡がりに伴い市井に氾濫した

14) 第1回「子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議」1996年8月27日から31日、Sweden Stockholmで開催、この3日間の会議の中で、子どもの買春や子どものポルノの加害国として国際的批判を浴びた。

15) 通称「ILO第182号条約」と子どもの人権について、尚絅学院大学教授・森田明彦氏より示唆に富んだご教示を賜った。

森田明彦「子どもへの暴力と国際人権レジーム」『国際幼児教育研究』Vol.17、pp.1-6、2010

16) ・川崎二三彦「児童虐待の現状と対策の必要性」『国際文化研修』、pp.14-23、2012

・社会福祉法人横浜博萌会子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期間問題情報研修センター)平成20年度研究報告書には、2000年以降の性的虐待に関する文献研究が報告されている。

・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、「児童虐待防止対策について」参考資料1-4

インターネット接続可能な携帯端末は、本来「専門家倫理」として上位概念にあった「倫理」を、技術・テクノロジーの下位概念へと零落させる結果になった。日常生活を豊かにする目的で開発された技術や道具が、一人歩きをはじめ、現代人は道具に使われているとは言わないまでも、その使用目的を考える能力を手放しつつあるのではないだろうか。

問題は、倫理観の退廃に留まらない。ネットを介しての様々な人権侵害や「情報犯罪（サイバー犯罪）」、なかでも3分の2以上を占めると言われるインターネットを介しての性犯罪被害の低年齢化<sup>18)</sup>は、子どもの生育環境および、子どもの育つ家庭環境を著しく蝕む社会的病理と言えなくはない。まさに、子どもに関わるすべての人たちとともに「考え、学び、行動」しなければならぬ喫緊の課題である。斯く考えれば、子どもに関わるものの役割は名実ともに学際的・領域横断的活動者そのものである。

## (2) ISCCA の定義に基づき子どもの「性的虐待」を考える意味 (私の提言①)

子どもの人権を考え、安全かつ安心できる社会環境および社会システムのなかで子どもを養育することが、子どもにとっても社会にとっても必要かつ重要な要請であることを考えれば、まず初めに取り組むべきことは、日本においても「児童虐待」について、ISCCA の定義を採用し、社会への理解を普及啓発することが望ましいと考える。

それは、まず私たちは「児童虐待」についての理解が極め限定的だからである。そのことが、「児童虐待」という問題、つまり、被虐待児である子どもの生きる権利、子どもの人権をいとも簡単に蝕むことに繋がっていると考えるからである。まさに無関心は最大の難題である。つまり、私たち大人は、子どもが安心して成長することができずに壊されているという現実認識に立たなければならぬ。現状の正し

い理解に基づかなければ、本当の問題解決に向かうこと、取り組むことさえ出来ないからである。

特に、子どもを商業的性的搾取するという現実には、私たちの日常生活においてインターネット上で常態的であるにもかかわらず、この問題に取り組む団体や個人を除けば、そのことを不快に感じる個人は存在するにしても、この現実が問題であると考えことにすら気づかれておらず、いわんや、それが子どもの性的虐待であるという認識に至っては、推論すらできないことが少なからず存在するのではないだろうか。子どもの人権を考え、子どもの人権問題への対応を論じるとき、充分すぎるということはありません。

ところで、ISCCA の定義で使用されている Maltreatment は、Bad あるいは Wrong などの意味で使用される言葉で、「悪い」の意味から転じて「不適切」と訳されるようになった経緯がある。つまり、Child Maltreatment は「子どもへの不適切な関わり」という意味になる。これは、「虐待」の意味となる Abuse が abnormal + use から出来た言葉であることを考えると厳密には、その意味合いが異なることを指摘する研究者もいるようである。しかし、ここで重要なことは、言葉の定義に終始している間にも、人権を蔑ろにされ続ける子どもたちが存在するという事実である。言葉の定義の違いが問題になるのではなく、子どもが成長・発達の過程において安全・安心かつ心豊かに育てる環境を妨げられ続けることへの大人としての責任が問われていると考えている。このような視点から考えれば、日本国内において、まず「児童虐待」の定義をより広義に修正することこそ、子どもの人権を考える社会へと転換できるものと考えられる。

## (3) 警察庁発表のサイバー犯罪の検挙状況

警察庁発表の「平成 24 年中のサイバー犯罪

18) 警察庁「特集Ⅱ安全・安心で責任あるサイバー市民社会の実現を目指して」<4> ネットワーク利用犯罪、エ「コミュニティーサイト等の利用に起因する事犯」<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h23/honbun/ht> (参照 2014-11-30)

の検挙状況等について」という平成25年3月28日付けの広報資料データ<sup>19)</sup>を分析すると、「サイバー犯罪」に関する検挙件数の凡そ50%近くが猥褻図画頒布を含めた「性的犯罪」であることがわかる。その中には、母親が実の娘（小学校女兒）の裸の写真を撮影しインターネット上にアップロードするというものも含まれていた。これは親権者による性的虐待と定義・理解することができるが、出会い系サイトやSNSを介して児童が被害に遭う猥褻行為は、本邦では「性的虐待」に含まれていないというのが現実である。そこで、問題が如何に深刻であるかを知るために、過去5か年の「サイバー犯罪の検挙件数の推移（図1）」、「ネットワーク利用犯罪の内訳（図2）」と「サイバー犯罪の罪名別割合（図3）」を参照したい。

（図1）におけるネットワーク利用犯罪の内訳を詳細に取り出したものが、（図2）ということである。検挙件数の増加が、そのまま犯罪行為の増加を表しているとは、概して論じることができない。ここで注目したい点は、各年毎

における猥褻行為の占める割合である。いま一例を平成24年（図3）に限って観察すると、児童ポルノ1085件（14.8%）、わいせつ物頒布等929件（12.7%）、青少年保護育成条例違反520件（7.1%）、児童買春435件（5.9%）、出会い系サイト規制法違反363件（4.9%）となり、その累計は45.4%になる。「その他」の項目には、売春防止法違反が含まれ、「詐欺」にはアダルトサイト等による高額不正請求事犯が含まれている。さらに、警察庁の注記によれば、「児童買春」、「青少年保護育成条例違反」については、「ネットワーク上で知り合った者同士がネットワーク上において性交等に合意している場合に限って計上している。」とある。つまり、この数の中には、出会った後に性交を行った数は含まれていないということになる。

この累計の割合を各年で観察すると、平成23年は54.2%、平成22年は44.3%、平成21年は43.8%、平成20年は40.1%と4割を超えている。また、「児童買春」、「青少年保護育成条例違反」という児童相手の性交について合算

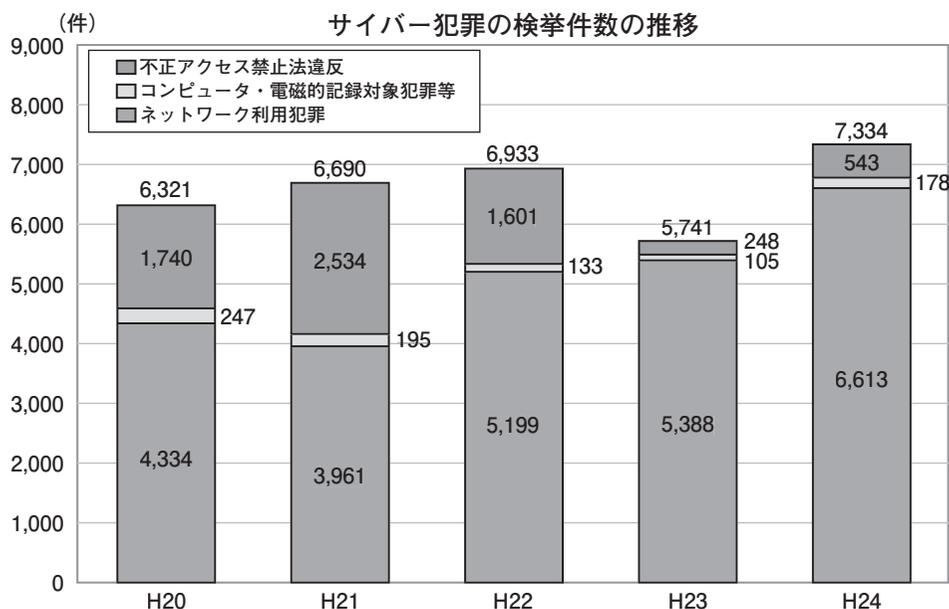


図1 サイバー犯罪検挙件数の推移

19) 警察庁「平成24年中サイバー犯罪の検挙状況について」広報資料、平成25年3月28日、<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/h24/pdf01-2>。（参照2014-11-30）

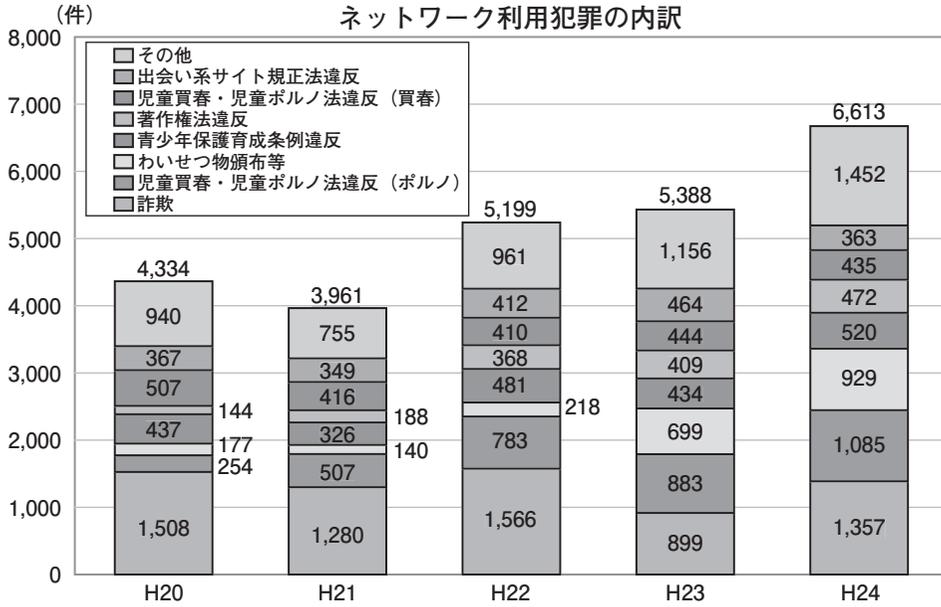


図2 ネットワーク利用犯罪の内訳

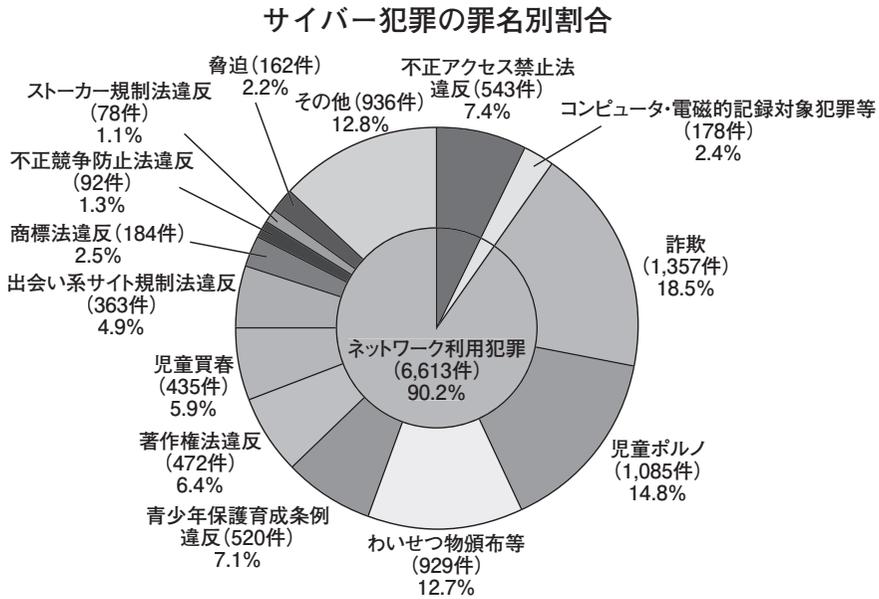


図3 サイバー犯罪の罪名別割合

した数で観察すると、平成24年は955件、平成23年は878件、平成22年は891件、平成21年は742件、平成20年は944件と、かなり大きい数字で推移していることがわかる。

何故この数字を「大きい」というのかと言えば、本来ならば18歳未満の児童、すなわち、子どもが性交の対象として扱われることは起こってはならないからである。自分の子どもが見知らぬ他人から性交の対象と見られるばかりか、その相手とならされるということを考えてみれば、およそ理解できそうなものである。所謂、「当事者性」という問題である。繰り返すが、本来「1」も計上されてはならないものが、過去5か年の平均値でも「882」あるという事実を私たちは認識する必要があるということである。

先に日本人男性による海外および新興国への買春ツアーの問題を指摘したが、国内における児童を対象としたこれらの行為も、明らかに子どもの人権を考えない行為である。そればかりか、子どもの安全かつ安心の成長を阻害する極めて深刻な問題なのである。

#### (4) インターネットに関連する問題の深刻化

被害に遭う子どもも、子どもを買春やポルノの対象にする大人も、問題の根源にインターネットに接続可能な携帯端末（携帯電話、スマートフォン、iフォンなど）が用いられていることから、この問題をより見えにくくしていると指摘する先行研究<sup>20)</sup>がある。この先行研究にはまったく同感である。インターネット利用による子どもに対する「性的虐待」の実態に気付く必要がある。インターネットや携帯電話の道具としての利便性にのみ気を奪われ、事態の深刻さに気付いていないということが現実ではないだろうか。下田教授が、群馬大学講堂

で「子どものインターネット利用に関する市民国際交流会」を開催した際、日本の高校生のインターネット利用実態に危機感を抱いたアメリカから招待された母親が、その点を指摘したところ、日本の母親が「子どもを信用しているから、心配は要らない」という発言を返した。するとアメリカの母親が「子どもを信じるのは当たり前、インターネットは信じているだけでは無責任である」と応酬されたエピソードを紹介している。インターネットの特性を考えればアメリカの母親の指摘通りである。インターネットは、善悪の曖昧な情報が混在し、子どもに利用させては危険な情報を保護者や教師の目を通さずに受信でき、その危険な物品を入手可能であるばかりか、場合によっては危険な状態に身を晒さすことになるのである。そのインターネット利用可能な携帯電話の所有率は、平成21年の厚労省調査<sup>21)</sup>で、中学生で59.6%、高校生で95.4%になる。さらに、民間の調査<sup>22)</sup>ではアダルトサイトを閲覧した割合は男子高校生で53.4%、女子高校生で29.1%、買春斡旋の出会い系サイト閲覧の割合は男子高校生で15.0%、女子高校生で11.2%（この調査のn=1236）という。想像を遥かに超える状況が、大切な子どもの身辺に現れているという実態に気付くことが重要である。気づく努力をしなければ、何等の行動にも繋がらないのである。

因みに、これは実数ではない。ここに「暗数」という問題がある。暗数計算を為したとき、その数は何処まで膨れ上がるのだろうか。今後の課題である。

#### 5. 終章（おわりにかえて）

「いのち」を取り巻く医療および医療技術の課題に対して「生命倫理」が応えてきた。「こ

20) 下田博次『子どものケータイ利用と学校の危機管理』少年写真新聞社、pp.03-33, 2009

21) 厚労省「平成21年度全国家庭児童調査結果の概要」2011年12月21日、<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000>（参照2014-11-30）

22) 株式会社マクロミル「未成年の携帯電話・スマートフォン使用実態調査」-携帯の購入・機種変更が進むクリスマス前に、小・中・高校生1236人の意識・実態を調査 - <http://www.daj.jp/company/release/data/referei>（参照2014-11-30）

ころ」を取り巻くコミュニケーションと通信および情報技術の課題に対しては「情報倫理」<sup>23)</sup>が応えようとしてきた。

しかし、どちらの課題も技術の進歩に遅れをとった観が否めない。大切なことは、問題は、たとえば、倫理という一領域の守備範囲に留まらないということである。

「虐待問題」、「人権問題」、「情報テクノロジー（技術者倫理としての課題）」などとの領域横断的な取り組みが喫緊の課題と考える。特に小・中・高校の教育現場での取り組みが急がれる。授業時間数という大きな壁が立ちはだかっていることと思われるが、だからこそ、一個人だけの、一家族だけの、一校だけの問題として取り組むのではなく、地域的・世代連携的・学際的領域横断的に、《子どもを対象にしたサイバー犯罪における性関連犯罪は「児童性的虐待」である》という問題意識を広める取り組みが必要であることを報告者の第二の提言として、本報告を終わる。（多くの課題を積み残しているが、今後の課題として継続的に取り組みたい。）

※本研究は、平成 24 年度文部科学省科学研究費助成事業（課題番号 24651181、研究代表者：森川展男による）を受けています。

---

23) Information ethics を「情報倫理」と訳すが、その際 information は、inform つまり「心において」の意味の名詞で、form すなわち「形を与える」の意味があり、ラテン語 informationem 「心、精神に形を与える」の意味に通じるものである。情報の意識として「ところを取り巻くコミュニケーション」と表現した意図である。